附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

２　新規則第四条第一項第八号の規定は、法人の令和三年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

○財務省令第二十六号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百二十九条及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条の規定に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び公共施設等運営権」を「、公共施設等運営権及び樹木採取権」に改め、同条第二項中「及び公共施設等運営権」を「、公共施設等運営権及び樹木採取権」に改め、同項に次の一号を加える。

六　樹木採取権　国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の十二第一項（樹木採取権の設定を受ける者の決定等）の設定をする旨の通知において明らかにされた当該樹木採取権の同法第八条の七第二号（公募）に掲げる存続期間の年数

第一条第三項中「前項第五号」の下に「及び第六号」を加える。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○財務省令第二十七号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項並びに第七条第一項及び第四項の規定に基づき、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「、第五項又は第六項」を「又は第六項（第一号に係る部分に限る。）」に改める。

第十条中「入力し、その入力した」を「入力して、当該処分通知等の」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等であって、国税庁長官が定める措置を行うものである場合には、当該処分通知等の情報に当該電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を当該特定電子計算機に備えられたファイルに記録することを要しない。

第十二条中「こと」の下に「又は第十条ただし書に規定する措置を行うこと」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定及び第十二条の改正規定並びに附則第三項の規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（次項において「新令」という。）第五条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に行う同項の規定による申請等について適用し、同日前に行った改正前の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（次項において「旧令」という。）第五条第一項の規定による申請等については、なお従前の例による。

３　新令第十条及び第十二条の規定は、令和三年七月一日以後に行う新令第十条に規定する処分通知等について適用し、同日前に行った旧令第十条に規定する処分通知等については、なお従前の例による。

○財務省令第二十八号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第二十八号）第八条の三第四項の規定に基づき、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五の表単式蒸留焼酎の項中「酒税法第三条第十号イに規定する単式蒸留機」を「単式蒸留機（酒税法第三条第十号イに規定する単式蒸留機をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同表ブランデーの項の次に次のように加える。

原料用アルコール	泡盛
	米こうじ（黒こうじ菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（水以外の物品を加えたものを除く。）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○財務省令第二十九号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第五項の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十回特別弔慰金国庫債券」を「第十一回特別弔慰金国庫債券」に改める。